

背景・課題

- 児童生徒等の権利利益の擁護を目的とする「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)が、第204回国会で全会一致で可決。(令和3年6月4日公布)
- 本法では、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みの一つとして、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等した者）の免許状失効等に関する情報に係るデータベースを公布の日から2年以内※に国で整備することを規定。

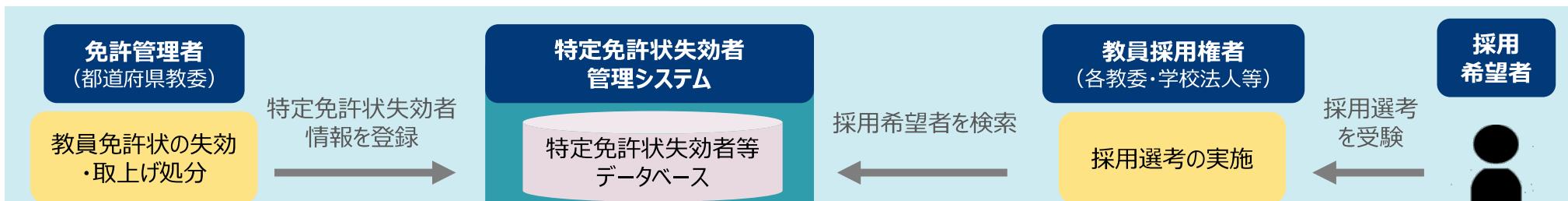
※1 施行日を定める政令により、データベースの関連規定は令和5年4月1日から施行。これに合わせてデータベースを整備。

事業内容

- 本法の規定に基づき、都道府県教育委員会が入力した特定免許状失効者等の情報を、各採用権者（教育委員会・国立大学法人・学校法人等）が検索・閲覧できる機能を有した「特定免許状失効者管理システム」を令和4年度に構築し、令和5年4月1日から稼働。
- 学校※1の教育職員等※2を任命又は雇用しようとするときには、当該システムを活用することが義務。
- 任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者であった場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

※2 「学校」とは、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

※3 「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。）、学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、
実習助手、寄宿舎指導員をいう。



特定免許状失効者等に関するデータベース（特定免許状失効者管理システム）活用に当たってのチェックリスト

データベースへの登録について

- 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園）を設置しているか
- 組織として初めてデータベースの使用を開始する際に、「特定免許状失効者管理システム_利用許諾申請書（様式1）」を文部科学省担当に提出したか
- データベースは教育職員等の任命権者等として活用義務があるため、法的な任命権者等ではない各学校単位でユーザー登録を行ってしまっていないか
- 4月以降も引き続きシステムを登録する場合、4月中にアカウントの有効期限延長を実施したか
- ユーザーIDの使いまわしは禁止されているため、組織としてではなく、個人単位でユーザー登録を行っているか
- 登録ユーザーに異動や退職等があり利用者ではなくなった場合に、アカウントの削除を行っているか
- 人事異動等で利用者が変更になったことで、任命権者等として活用していないという状況が発生してしまっていないか
- ユーザー登録している者は「教育職員等の任命又は雇用の判断に当たって一定の権限を有する者」であるか
- 組織内のユーザー数が、1組織あたりのユーザー数の上限目安（都道府県:15人、市区町村:10人、大学・学校法人等:5人）以内に収まっているか

データベースの活用について

- 教育職員等（主幹教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、学校の校長、園長、副校長、副園長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員）を任命又は雇用しようとするときか
- 採用候補者の性別や前職の有無、常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、必ずデータベースを活用しているか
- データベースは採用候補者が「過去に児童生徒性暴力等を行ったことが原因で、教員免許状が失効又は取上げになった事実がないかどうか」を、採用前に確認し、適切な任命又は雇用の判断につなげる趣旨のものであるため、既に採用している現職教員が特定免許状失効者等でないか、また現在所有する教員免許状の有効性の確認を行うなどの目的で本システムを活用することは、法令違反であることを認識しているか
- データベースは機微な個人情報を扱うシステムであるため、その管理に当たって個人情報保護法第23条に基づく安全管理措置を実施しているか